

# ごみ手数料等の見直しについて

## 案件の概要

次の5つの観点からごみ搬入手数料を見直し、条例・規則を改正するもの

- 1: 消費税の総額表示への統一
- 2: 冷蔵庫/冷凍庫のサイズ区分の整理
- 3: 動物・特定家電搬入時の動線改善
- 4: 処理困難物の見直し
- 5: 動物の個別火葬の新設

全面委託化に向けた整理

市民ニーズへの対応

条例改正: 2月議会  
施行: 令和4年10月

## 1: 消費税の総額表示への統一

現行	見直し案
ごみ処理手数料のうち「クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料」が税抜き表示になっている。(他はすべて税込み)	総額表示に統一する。

### ◆現状の問題点

条例規定から算定した税額と、支払金額から逆算した税額が一致しないため、市民から過剰に税を徴収していると誤解されることがある。

(例) 50kgのごみを持ち込んだ場合、条例上は「57.14円/10kg × 5 × 1.1 = 314.27円 → 支払金額310円」  
レシートに印字する消費税額は「57.14円 × 5 × 0.1 = 28.57円」→ 29円と表示  
一方、「310円」から税額を逆算すると「310円 × 10/110 = 税28.18円」

### ◆市民への影響

特になし(納付金額に変化はない)

## 2: 冷蔵庫/冷凍庫のサイズ区分の整理

現行	見直し案
「収集、運搬するもの」「クリーンセンターに搬入されたもの」いずれも、「250㍑」を境に手数料を区分している。	家電リサイクル料金に合わせて「170㍑」を境に手数料を区分する。

### ◆現状の問題点

収集/搬入いずれの場合も、排出者はあらかじめ郵便局などで家電リサイクル券を購入して廃家電とともに市に引き渡すが、家電リサイクル料金は「170㍑」を境に大小を区分して料金設定されている。

職員が家電リサイクル券を確認して家電を受け取る際に、券面と処理手数料の区分が異なるため、料金の徴収ミスリスクがある。

\* 受入業務の委託化に向けて、ミスを誘発しやすい取り扱いを整理するもの。

\* 特定家電の中で処理手数料にサイズ区分があるのは冷蔵庫/冷凍庫のみ。(サイズによって処理負荷が異なるため)

### ◆市民への影響

170㍑超～250㍑未満の冷蔵庫/冷凍庫を搬入する場合、1,050円(搬入)・1,570円(収集)の値上げ

## 3: 動物・特定家電搬入時の動線改善

現行	見直し案
「動物の死体」「特定家庭用機器」は、1個・台ごとに手数料を設定している。(重量での手数料は徴収しない)	「重量手数料+個別手数料」とする。併せて、個別手数料を重量手数料相当分を差し引いた額に引き下げる。

### ◆現状の問題点

動物の死体または特定家電と他のごみを併せて搬入した場合、搬入重量から該当物の重量を除いて重量手数料を算定するため、「①計量→②ごみの荷下ろし→③精算ラインで計量し、ごみの重量手数料+個別手数料の徴収→④該当物の荷下ろし→⑤精算ラインに合流して退場」という複雑かつ事故リスクのある動線となっている。

### 料金設定の考え方

- ・現行の個別手数料から、重量手数料相当分を差し引いた手数料を設定することで、市民の支払金額に大きな影響がないようにする。
- ・差し引く重量手数料額は、該当物の「標準重量」を設定して算定する。

種別・区分	該当するもの	現行手数料	標準重量	差し引く手数料額	改定後の個別手数料
動物の死体	動物の死体全般	1,050円	10kg	60円	990円
特定家電(小)	エアコン、テレビ、洗濯機/乾燥機、冷蔵庫/冷凍庫(250㍑未満)	2,100円	30kg	190円	1,910円
特定家電(大)	冷蔵庫/冷凍庫(250㍑以上)	3,150円	60kg	380円	2,770円

※表中の金額はすべて税込み

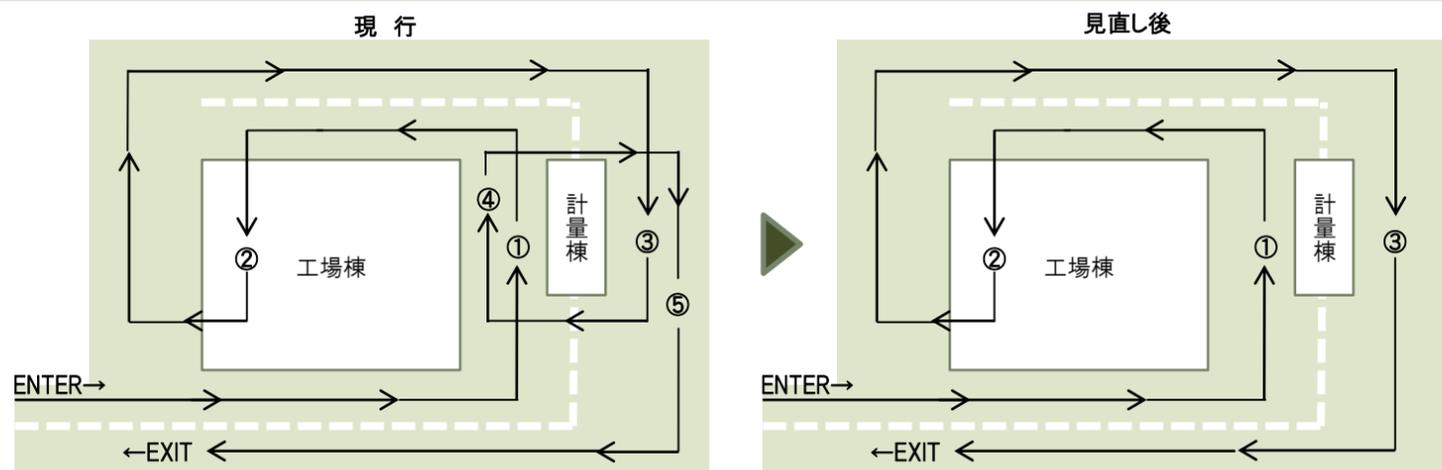
実際に搬入したものの重量手数料と併せて支払う

### ◆市民への影響

- ・標準重量を超えるものを搬入した場合、超過重量の手数料分が値上げ
- ・特定家電(小)で20kg以下のもの、特定家電(大)で50kg以下のものを搬入した場合、標準重量との差分が値下げ

### ◆その他

動線改善により委託業務が低減され、10年間で約100万円の委託費を抑制できる



### 標準重量の考え方

#### ◎動物の死体

- ・重量手数料の最低単位が10kgであるため、「10kg」を基準に検討
- ・搬入される動物のうち、10kg超はイヌのみで、日本ペットフード協会の統計によると飼育犬の74%が体重10kg以下
- ・上記の率をR2搬入実績に当てはめると、右表のとおり搬入動物の91%が10kg以下

種類	10kg以下	10kg超
イヌ	82	29
イヌ以外	204	0

#### ◎特定家電

- ・H30～R2の搬入実績数と環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」における換算重量から算出した平均重量の近似値を標準重量として設定

区分	品目	処理数	換算重量	平均重量
特定家電(小)	テレビ	62	20.5kg/台	30.1kg →30kg (算定除外)
	エアコン	16	41kg/台	
	洗濯機/乾燥機	42	40kg/台	
	冷蔵庫/冷凍庫(小)	29	61kg/台	
特定家電(大)	冷蔵庫/冷凍庫(大)	7	61kg/台	61kg →60kg

※テレビの換算重量は「ブラウン管24kg」「液晶・プラズマ17kg」の平均値「20.5kg」を採用  
※冷蔵庫/冷凍庫の換算重量に大小の区別がなく、大小で重量差が大きいため、特定家電(小)の平均重量の算定からは除外

# 4: 処理困難物の見直し

## 処理困難物とは

- ・ 条例により、市長が「適正な処理が困難であると認めるもの」を指定することができる。
- ・ 指定した場合は告示を要する。
- ・ 本市では現在、「排出禁止物」14品目、「処理困難物」8品目を指定・告示している。

### 【排出禁止物】

品目	備考
毒物劇薬	購入店に処理を依頼
農薬	購入店に処理を依頼
高圧ガス容器	購入店に処理を依頼
危険物	購入店に処理を依頼
感染性一般廃棄物	受診医療機関に処理を依頼
20%を超える土砂、煉瓦、コンクリートブロック類	購入店に処理を依頼
持ち運びできない自動車部品	購入店に処理を依頼
自動車	購入店に処理を依頼
金庫(手つけ除く)	購入店に処理を依頼
ピアノ	購入店に処理を依頼
パソコン	事業者の指定回収場所における自主回収
長辺が3mを超え、持ち運びできない家庭廃棄物	持ち運びできるよう分割
産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に処理を依頼
他の市町村で発生した一般廃棄物	当該発生地市町村の処理方法に従う

### 【処理困難物】 ※手数料は一般のごみと同じ(57.14円/10kg(税抜き))

品目	搬入制限
原付バイク	—
電動自転車	—
持ち運びできる自動車部品	—
スプリング入りマットレス	—
廃タイヤ	—
消火器	使用済みに限る
土砂、煉瓦、コンクリートブロック類	20%までに限る
長辺が3mを超え、持ち運びできる家庭廃棄物	2m以下に分割したものに限る

### 【処理困難物に指定することによる効果】

- ・ 処理困難物に指定すると、定日収集の日には出すことができない。(持ち込み・臨時収集のみ)
- ・ 持ち込み・臨時収集に際しては、状態・数量等を確認できる。

## 見直し① 品目の見直し

リサイクルルートが確立されている品目について、排出禁止物に変更する。(条例・規則への影響なし。告示のみ)

品目	搬入実績			リサイクルルート
	H30	R1	R2	
原付バイク	4台	2台	5台	二輪車リサイクルシステム・全国軽自動車協会連合の指定引き取り場所(府内5)/廃棄二輪車取扱店(市内14)
廃タイヤ	267個	259個	275個	タイヤ販売事業者(タイヤ販売店、カー用品店、ガソリンスタンド、整備工場など)
消火器	1個	0	1個	消火器リサイクルセンターの指定引き取り場所(府内13)・特定窓口(市内7)

## 見直し② 処理負荷が特に高い品目の手数料の見直し

品目	処理困難物指定の理由	搬入実績	特別な処理作業
電動自転車	バッテリーからの発火リスク	約50台/年	バッテリーを外す(鍵が付いていなければ解体)
持ち運びできる自動車部品	破砕設備破損リスク	約15件/年	解体し、破砕するものと資源化するものに選別
スプリング入りマットレス	破砕設備破損リスク	約800枚/年	手作業で布を除去(45分/枚程度の処理時間)
土砂、煉瓦、コンクリートブロック類	破砕設備破損リスク	約60% / 日	土砂は少量ずつピットに投入、他は少量ずつ破砕
長辺が3mを超え、持ち運びできる家庭廃棄物	破砕機内の詰まりリスク	2m以内に分割されて搬入されるため、大型ごみとして処理	

### 特に処理負荷が高い「スプリングマットレス」の処理経費を算定

#### 【諸元】

- ①R2処理枚数 902枚
- ②1日あたり処理枚数 2.91枚(①÷年間稼働日数310日)
- ③1枚あたり処理時間 45分/枚
- ④1人1日処理能力 11枚/日(8時間÷③)
- ⑤必要人員 0.265人(②÷④)
- ⑥1日あたり職員人件費 19,530円(年間人件費の8時間分)
- ⑨1枚あたりの処理人件費 1,778円/枚(⑤×⑥÷②)
- ⑩中間処理費(環境省「実態調査経費(箕面市)」 918,950千円)
- ⑪市のR2全体処理量 42,724,580kg
- ⑫1枚あたり標準重量 20kg/枚
- ⑬1枚あたり処分費 430円/枚(⑩÷⑪×⑫)

⑭1枚あたり処理経費 2,208円/枚 (⑥+⑬)

※R5以降の委託費の積算においては、作業量見合いで算定されており、処理負荷が高い業務は、その分、委託費に反映されている。

※ニトリ、湯川家具、無印良品、IKEAのスプリングマットレス引取価格の平均は3,975円

種別	現行手数料	備考
持ち込み	130円	20kgまでの場合:130円
臨時収集	2,520円	収集運搬費用を含む容積換算のみ(2,520円/m <sup>3</sup> 、スプリングマットレスは約0.35m <sup>3</sup> )

現行	見直し案
処理困難物に関する手数料の規定なし	新たに「特定処理困難物」のカテゴリを設け、手数料を設定し、スプリングマットレスを特定処理困難物に指定する。併せて、臨時収集にも特定処理困難物手数料を設定する。

### ◆現状の問題点

- ・ 手数料額が処理経費と大きく乖離している。
- ・ 委託化に伴い処理負荷が委託費に反映される中、処理経費が適正に回収できていない。
- ・ 買い替え時などは家具店などが引き取りしているが、市価に比べ市手数料が安価すぎ、市への流入が多い。

### ◆改正案

種別	取扱区分	単位	手数料	金額の根拠
特定処理困難物	持ち込み	1個につき	重量手数料+2,080円	処理経費2,208円/枚ー標準重量分の重量手数料相当130円=2,078円≒2,080円
	臨時収集	1個につき	3,340円	収集運搬費(1,130円/m <sup>3</sup> ) + 処理経費2,208円(≒2,210円)/枚×個数

※上表中、「処理経費」は左の⑭、「標準重量」は左の⑫を引用  
 ※現行の臨時収集手数料には、収集運搬費と中間処理費が含まれており、特定処理困難物について個別手数料を設定するには、中間処理費が二重取りになることを避けるため、臨時収集手数料のうち収集運搬費のみに切り分ける。  
 なお、上表の「収集運搬費」は、現行の臨時収集手数料(2,520円/m<sup>3</sup>)を「収集運搬費」と「中間処理費」に按分して求めたもの。  
 →環境省「実態調査経費」(箕面市)より、収集運搬費816,843千円:中間処理費1,005,419千円=44.8%:55.2%  
 ※本市における通常のごみ処理手数料は、経費に対する利用者負担率は26%程度であるが、民間処理がデフォルトの「特定家電」においては、市は補完的に受け入れているとの立場に立ち、処理経費相当を個別手数料として設定している。スプリングマットレスについても同様の立場で、処理経費相当を個別手数料とする。

### ◆市民への影響

スプリングマットレス1枚を排出する場合、2,080円(搬入)・820円(収集)の値上げ

## 5:動物の個別火葬の新設

現 行	見直し案
動物の死体は、数量・大きさ等の状況により、合同で焼却する	従来どおりの通常処理に加え、希望により「個別で火葬」できるコースを設定し、手数料を新設する

### ◆現状の問題点

- ・個別での火葬を希望する声が多くあるが、対応していない。
- ・特に収骨を希望される場合、合同焼却は、他の動物の骨が混じることを懸念される声が多い。(実際、細かい骨が混じるリスクは避けられない)

### 料金設定の考え方

#### 【持ち込み】

個別火葬に要する処理費用(人件費+燃料費)相当から、重量手数料相当を差し引いた手数料額とする。

#### 【臨時収集】

現行の臨時収集手数料から合同火葬の処分費相当として現行の持ち込み手数料1,050円を差し引いた額を収集運搬費とし、収集運搬費+処理費用相当を手数料額とする。

種別・区分		単位	現行手数料	改定後の手数料
持ち込み	動物の死体(合同火葬・収骨可)	1体につき	1,050円	重量手数料+990円
	動物の死体(個別火葬・収骨可)	1体につき	—	重量手数料+8,410円
臨時収集	動物の死体(合同火葬・収骨可)	1体につき	2,100円	(改正なし)
	動物の死体(個別火葬・収骨可)	1体につき	—	9,520円/体

【処理費用】 人件費(受入)440円/件 + 燃料費5,830円/回 + 人件費(焼却)2,197円/回=8,470円/体

【持ち込み】 処理費用8,470円-標準重量10kg分の重量手数料60円=8,410円

【臨時収集】 現行の臨時収集手数料2,100円-現行の持ち込み手数料1,050円=収集運搬手数料1,050円  
→1,050円+処理費用8,470円/体=9,520円

### ◆市民への影響

動物1体の個別火葬を希望する場合、合同火葬に比べ7,420円(持ち込み・臨時収集とも)の追加料金

### ◆留意事項

- ・ごみ焼却炉休止中は動物火葬炉も運転できない、また個別火葬が多数重なった場合は、動物を一時的に冷蔵保存し、順次火葬することになるため、収骨までに日数を要する場合がある。
- ・動物焼却炉は臭いと騒音があるため、現在は夜間のみ運転しているが、個別火葬が多い場合は昼間の運転を行う場合がある。(シカなど臭気が強いものは引き続き夜間焼却)

### ◆【参考】近隣市の動物火葬料金

市名	炉の場所	焼却炉	区分	料金	火葬	収骨
箕面市	ごみ処理施設併設	動物焼却炉	持ち込み	1,050円	合同	可
			収集	2,100円	合同	可
高槻市	ごみ処理施設併設	焼却炉	持ち込み	520円	焼却炉	不可
			収集	1,040円	焼却炉	不可
		ペット焼却施設	持ち込み	2,090円	合同	不可
			持ち込み	10,470円	個別	可
茨木市	ごみ処理施設併設	動物火葬炉	持ち込み	1,000円	合同	不可
			持ち込み	5,000円	個別	可
			収集	2,000円	合同	不可
池田市	斎場	動物炉	持ち込み	1,000円	合同	不可
			収集	2,000円	合同	不可
豊中市	斎場	動物炉	区分なし	1,200円	合同	不可
摂津市	斎場	動物炉	区分なし	1,500円	合同	不可
吹田市	斎条	動物炉	収集のみ	2,000円	合同	不可

## \*手数料新旧対照(変化点のまとめ)

＜条例改正＞ 箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例 別表第1を改正

種別・区分		単位	手数料		市民負担の変化			
			現行	改正案				
環境クリーンセンターへの一般廃棄物持ち込み手数料(し尿、汚泥を除く)		10kgまでごと	57.14円(税抜き)	62.854円(税込み)	変化なし			
特定家電	持ち込み	エアコン	1台	2,100円	重量手数料+	1,910円	実質変化なし	
		テレビ	1台	2,100円		1,910円	実質変化なし	
		洗濯機/乾燥機	1台	2,100円		1,910円	実質変化なし	
		冷蔵庫/冷凍庫	~170ℓ以下	1台		2,100円	1,910円	実質変化なし
			170ℓ超~250ℓ未満	1台		2,100円	2,770円	1,050円↑
	250ℓ以上	1台	3,150円	2,770円	実質変化なし			
臨時収集	冷蔵庫/冷凍庫	170ℓ超~250ℓ未満	1台	3,670円	5,240円	1,570円↑		
動物の死体	持ち込み	合同火葬	1体	1,050円	重量手数料+	990円	実質変化なし	
		個別火葬	1体	—		8,410円	追加負担でサービスUP	
	臨時収集	個別火葬	1体	—	9,520円	追加負担でサービスUP		
特定処理困難物	持ち込み	スプリングマットレス	1枚	130円	重量手数料+	2,080円	2,080円↑	
	臨時収集	スプリングマットレス	1枚	2,520円		3,340円	820円↑	

※市民負担の変化「実質変化なし」は、対象物が標準重量を上回ると、差分の重量手数料分が値上げとなる。

※スプリングマットレスの持ち込みにかかる現行手数料は、20kg/枚の場合の金額。

## \*上記以外の改正

＜条例改正＞ 箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例 第17条

＜規則改正＞ 同条例施行規則 第4条

- ・いずれも、既存の「処理困難物」の条項に、「特定処理困難物」を追加規定する。